



土地や建物の利用状況が変わる時は届出が必要です

固定資産税は、毎年1月1日現在を基準として課税されます。

土地や建物の利用状況に変更があった場合は、不動産登記法により法務局での手続きが必要となります。変更登記や不動産登記がされていない場合は、必ず市役所へご連絡ください。

土地の利用状況が変更になったとき

利用状況を変更した場合は、市役所へ必ず連絡をお願いします。

- (例) ・住宅を解体して駐車場などにした
 ・山林を伐採して太陽光発電設備を設置したなど

建物を新築・増築したとき

家屋調査がお済みでない方は、お早めに税務徴収課資産税Gまでご連絡ください。

※居宅・物置・車庫・店舗・作業所等、面積の大小に関わらずすべての建物が対象です。

建物を取り壊したとき

「建物滅失届」を市役所へ提出してください。提出されない場合、翌年度も固定資産税が課税されてしまうことがあります。また、登記されている場合は、法務局で滅失の手続きをしてください。

未登記建物の所有者に変更があったとき

相続、売買などにより未登記建物の所有者を変更した場合は、「家屋課税台帳の変更申告書」を市役所へ提出してください。なお、相続や売買による変更は、相続関係が分かる書類の写し、売買契約書の写し等を添付してください。

提出期限	12月26日(金)
提出先	税務徴収課または各支所

※提出書類は税務徴収課、各支所に置いてあります。また市ホームページからもダウンロードできます。詳しくは、市ホームページをご確認ください。



▲市ホームページ

問 税務徴収課 資産税G ☎52-1111 内線235



ご存じですか？ 子育て短期支援事業(ショートステイ)

保護者の疾病などの理由により家庭で養育を受けることが一時的に難しくなった児童を、児童養護施設等でお預かりします。

対象	病気や育児疲れ、育児不安、事故や出張など、さまざまな事情から一時的に養育が困難になった、18歳未満の児童の保護者(児童を現に監護する方)で、市内にお住まいの方 ※児童の状態によっては、ご利用できない場合があります。まずはご相談ください。
利用期間	1回当たり7日間程度。原則として利用者が児童養護施設等へ送迎を行います。
料金	世帯の収入に応じてかかります。
利用方法	①「利用登録申請書」をこどもセンターに提出してください。 ②登録後、「利用申請書」をこどもセンターに提出してください。 ※利用希望日時に施設に空きがないなど、利用できない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

申込・問 こどもセンター ☎55-8873



火災予防ポスターコンクール 作品展覧会

市内の小学5年生および中学2年生を対象として火災予防に関するポスターを募集し、応募のあった作品の中から、最優秀賞・優秀賞・佳作に入選された作品を展示します。

日時	11月7日(金)13:00～11月17日(月)15:00
場所	道の駅常陸大宮 かわプラザ 情報発信施設前(岩崎717-1)
主催	常陸大宮市防火・防災委員会

※最優秀賞・優秀賞の作品は、茨城県火災予防ポスターコンクールへ推薦します。

問 消防本部 予防課 ☎53-1156